

新婚さんの新生活を 応援します!!

～新婚世帯の新居の住居費や
引越費用などを補助します～

最大
50万円

交付申請額が予算に達した
時点で受付を終了します

結婚したら
藤枝!



対象

平成31年1月1日から令和2年3月31日の間に

結婚された方

※対象の詳細条件や申請方法などについては裏面をご覧ください。

補助対象
経費

補助対象開始日(※)から令和2年3月31日の間にかかった費用で以下のもの

- ・新規の住宅賃借費用(賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料)
- ・新規の住宅購入費用
- ・婚姻に伴う引越し費用

※新婚世帯が婚姻を機に同居(同居を開始した日が平成30年12月31日以前の場合は、平成31年1月1日)を開始した日

詳しくは
裏面へ! →

問合せ

藤枝市 広域連携課 藤枝市岡出山1-11-1(藤枝市役所東館3階)

☎054-643-3229 FAX:054-643-3604 ✉renkei@city.fujieda.lg.jp



補助区分および上限

世帯所得▶	340万円未満	340万円以上500万円未満
両者が市内で転居した世帯	30 万円	対象外
一方が市外から転入した世帯	40 万円	15 万円
両者が市外から転入した世帯	50 万円	30 万円

補助世帯

- ①平成31年1月1日から令和2年3月31日の間に婚姻届が受理されていること
- ②平成30年分の世帯全員の所得の合算金額が500万円未満であること(※)
ただし、340万円以上の世帯については、夫婦の一方または双方が婚姻を機に藤枝市外から転入していること
- ③令和2年3月31日までに藤枝市内の住居を新たに購入又は賃借し、居住していること
- ④夫婦共に婚姻日時点で34歳以下であること
- ⑤過去にこの制度に基づく補助を受けていないこと
- ⑥他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと
- ⑦本市市税の滞納がないこと

※結婚を機に片方が離職し申請日時点で無職の場合は、収入をゼロとして計算。貸与型奨学金を返済している場合には、返済額を所得から控除。

申請期間

令和2年3月31日(火)まで

※ただし、交付申請額が予算額に達した時点で受付を終了します。

申請の流れ



申請者

1 申請書の提出

申請書類

- ①藤枝市新婚生活サポート補助金交付申請書(第1号様式)…藤枝市HPに様式あり
- ②婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍抄本…戸籍は本籍地の市民課にて発行
- ③2019年度(2018年分)所得・課税証明書(世帯員全員のもの)…藤枝市は納税課にて発行(※H31年1月1日時点居住の市区町村で発行)
・離職した場合は不要。ただし、申請日時点で、無職であることを証明する書類(雇用保険受給資格者証ほか)と誓約書(任意書式)の提出が必要。
・2018度中に貸与型奨学金を返済している場合には、返済額がわかる書類
- ④物件の売買契約書又は、賃貸借契約書の写し
- ⑤住宅の購入又は、賃借に要した費用の領収書の写し
- ⑥引越に係る領収書の写し
- ⑦住宅手当支給証明書(第2号様式)…藤枝市HPに様式あり
- ⑧世帯全員分の藤枝市税完納証明書…藤枝市納税課にて発行
- ⑨世帯全員分の住民票(続柄・本籍入り)…藤枝市市民課にて発行

2 市の交付決定「補助金交付決定通知書」

藤枝市役所



申請者

3 請求書の提出「補助金請求書(第4号様式)」

4 市より口座振込(請求書提出から概ね1か月程度)

藤枝市役所

